

固定資産税シリーズ

<その7>

償却資産に対する課税



固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

■前年中に取得された償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times (1 - \frac{\text{減価率}}{2})$$

■前年前に取得された償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

(注) この額が、取得価額 $\times \frac{5}{100}$ より小さい場合は、その償却資産が本来の用に供されている限りは、取得価額により求めた額を価格として残します。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額…………原則として国税の取扱いと同様です。
減価率…………原則として大蔵省が定めた耐用年数表に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

質問にお答えします。

固定資産の評価替えとは

? 固定資産の評価替えとは何ですか

答 固定資産税は、固定資産の価格、つまり「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。ですから、毎年度評価をしなおして「適正な時価」を求め、課税することが本来ですが、ぼう大な量の土地や家屋について評価を見直すことは、実務的に困難であることから、3年間評価額を据え置く制度がと

られているところです。

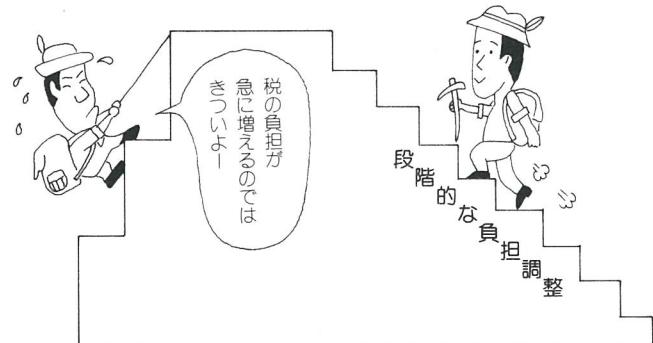
次回の評価替えは昭和63年度になります。

土地の固定資産税が毎年あがるのは

? 土地について、3年に1度の評価替えまでの間は、価格が据え置かれることになっていますが、毎年税額があがるのはなぜでしょうか。

答 3年に1度の土地の評価替えに伴って税負担が一度に増加するのを防ぐため、段階的な負担調整措置が適用されているからです。

昭和60年度の評価替えでは、宅地等の場合には毎年度の税負担の増加が最高3割を超えない範囲で、農地については最高2割を超えない範囲で負担調整措置を講ずることとされています。（負担調整措置については8月号を参照してください。）



タバコは町内で買いましょう

タバコには、県と市町村の「たばこ消費税」が課税されています。

この税金は、タバコの販売価格の中に含まれており、日本たばこ産業(株)やタバコの卸売業者や輸入業者などが、県や市町村に納めるものです。

みなさんがお買いになるタバコ1箱（20本入り、220円の場合）には、県税が約23円、市町村税が41円含まれています。

この税金は、タバコが販売されたところの県や市町村に納められますので、地元で買っていただると、それだけ地元の県や市町村の収入が増えることになります。

明るいまちづくりに役立てるためにも、タバコは地元で買いましょう。

今月の納税

町 県 民 税	……… 3期分
國民健康保険税	……… 5期分
國 民 年 金	……… 10月分